

(案)

令和 8 年 月 日

瑞浪市長 水 野 光 二 様

瑞浪市人権施策推進審議会
会 長 藤 田 敬 一

第 2 次瑞浪市人権施策推進指針（後期）の策定について（答申）

令和 7 年 3 月 2 1 日付け、瑞市協第 2 3 2 号で諮問のありました標記の件について、本審議会でも慎重に審議しました結果、別冊のとおり取りまとめましたので答申します。

指針の推進にあたっては、審議過程で出された意見等を十分に考慮するとともに、施策の実現に向けて最善の努力をされるよう要望します。

答 申

1. 第 2 次瑞浪市人権施策推進指針（後期）の審議会案について

別添「第 2 次瑞浪市人権施策推進指針（後期）（案）」のとおり

2. 指針の推進に際しての留意事項

- (1) 現行の「第 2 次瑞浪市人権施策推進指針」の前期総括の結果、人権に関する課題やその解消に向けた取り組みを今後も継続していくとともに、近年の社会情勢の変化に伴う課題については、新たに「分野別の施策」として取り上げました。これからも、新たな人権課題や社会情勢の変化に柔軟に対応し、時代に即した人権施策を進められることを期待します。
- (2) 今回の指針より、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に基づき「瑞浪市再犯防止推進計画」として明確に位置づけ、「刑を終えて出所した人」の人権問題を「分野別の施策」として新たに取り上げました。関係機関と連携のもと、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別の解消に向けた啓発活動を行うなど、施策の着実な推進に努められるよう期待します。
- (3) 見やすく、分かりやすい指針とするため、市民意識調査の結果を基に現状と課題を分析し、今後の方向性を示しています。市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、この指針が広く周知されることを望みます。